

四運自公第23号  
一部改正 平成17年7月27日 四運自公第17号

## 公 示

### 車載自動車による旅客及び貨物の運送の細部取扱いについて

車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについては、「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」（平成16年3月29日付け四運自公第22号）において公示したところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。

平成16年3月29日

四国運輸局長 辻村 邦康

### 記

1. すでに一般乗用旅客自動車運送事業の許可及び一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者が、車載自動車の増車又は一般車両から車載自動車への代替により、新たに車載自動車による旅客及び貨物の運送を行う場合の取扱いについて
  - (1) 車載自動車及び一般車両の数の変更に係る一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の変更については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」（平成14年1月22日付け四運自旅第614号）によることとする。
  - (2) 当該届出の受理にあたっては、「車載自動車による旅客の運送については、旅客及び貨物の運送をあわせて引き受けた場合を除き、旅客の運送及び貨物の運送を個別に引き受け、その運送を同時に行ってはならない。」旨の条件並びに「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」（3）②及び③に定める条件をすでに受けている一般乗用旅客自動車運送事業の許可に付することとする。
  - (3) 車載自動車及び一般車両の数の変更に係る一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更については、「貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」（平成15年3月28日付け四運自貨第235号）によることとする。
2. すでに一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が、車載自動車の増車又は一般車両から車載自動車への代替により、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を受け、

車載自動車による旅客及び貨物の運送を行う場合に取り扱いについて

- (1) 車載自動車及び一般車両の数の変更に係る一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の変更については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」によることとする。
- (2) 当該届出の受理にあたっては、「車載自動車による旅客の運送については、旅客及び貨物の運送をあわせて引き受けた場合を除き、旅客及び貨物の運送を個別に引き受け、その運送を同時に行ってはならない。」旨の条件並びに「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」（3）②及び③に定める条件をすでに受けている一般乗用旅客自動車運送事業の許可に付することとする。
- (3) 一般貨物自動車運送事業の許可については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月28日付け四運自公第25号）によることとする。

3. 附 則（平成17年7月27日四運自公第17号）

この改正公示は、平成17年7月27日から適用する。